

ご存じですか？「残業削減雇用維持奨励金」

景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合において、その雇用する労働者や役務の提供を受けている派遣労働者の雇用の安定を図るため、残業時間を削減して雇用の維持等を行う事業主の方に助成を行っています。

■支給手続き等

本奨励金を受給するためには、労働組合等との間に残業削減に関する書面による協定を締結し、当該書面の写しを添えた残業削減計画届を事前に提出する必要があります。本奨励金の支給は、事業主の指定した対象期間（1年間）の初日から6か月ごとに区分した判定期間ごとに2回に分けて行い、支給申請期間は当該判定期間の末日の翌日から起算して1ヵ月となります。

■支給額

支給額は、各判定期間の末日時点における有期契約労働者及び役務の提供を行う派遣労働者1人当たり、判定期間ごとに以下のとおりです。（ただし、上限はそれぞれ100人とし、残業削減計画届の提出日の翌日以降に新たに雇い入れられた人等は対象となりません。）

	〔有期契約労働者〕	〔派遣労働者〕
中小企業事業主	15万円（年30万円）	22.5万円（年45万円）
中小企業事業主以外の事業主	10万円（年20万円）	15万円（年30万円）

■お問い合わせ先 大分労働局 職業安定部 職業対策課 ☎535-2090

「短時間正社員制度導入支援ナビ」をご活用ください

「短時間正社員制度」は、これまで育児や介護をはじめ様々な制約によって就業の継続ができなかった人や就業の機会を得られなかった人にとって、自らのライフスタイルやライフステージに応じた多様な働き方を実現する制度として、そして、企業にとっては、人材の定着や組織の活性化等に効果が見込める人事制度として、その普及や定着が期待されています。



このような中、厚生労働省では、企業における「短時間正社員制度」の導入支援を行うため、短時間正社員制度の概要や取組事例、導入手順等についての情報提供を行う支援サイト「短時間正社員制度導入支援ナビ」を公開しています。是非ご活用ください。

「短時間正社員制度導入支援ナビ」 → <http://tanjikan.mhlw.go.jp/>

お知らせ! 次号は、「職場で活用できる福利厚生」に関する情報を収集して、2010年1月に発行する予定です。

今後も、雇用・労働に関する様々な情報をお届けしますので、ぜひ本紙をご活用ください。

ワーク LIFE おおいた 2009年11月発行
大分市 商工農政部 商工労政課
〒870-8504 大分市荷揚町2番31号
TEL:097-537-5964 FAX:097-533-9077
E-MAIL:rousei@city.oita.oita.jp
↓ 大分市ホームページからもご覧いただけます ↓
<http://www.city.oita.oita.jp/>

ライフ ワーク LIFE おおいた

いい仕事しよう。
いい人生しよう。

第2号

2009
Nov



◆ 掲載内容 ◆

- 11月は「労働時間適正化キャンペーン期間」です
- 改正労働基準法が平成22年4月1日から施行されます

労働時間の適正化に努めましょう

労働時間等の現状を見ると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合が高い水準で推移するなど未だ長時間労働の実態がみられ、脳・心臓疾患にかかる労災認定件数が高止まりとなるなど過重労働による健康障害は依然として多い状況にあるほか、割増賃金の支払いに係る労働基準法違反も後を絶ちません。

この機会に労働時間の現状を再確認して、適正化に努めましょう。

■時間外・休日労働時間を削減しましょう

◇時間外労働協定は、限度基準(※)に適合したものとすることが必要です。

※「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」(平成10年労働省告示第154号)

◇月45時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労働は月45時間以下とするよう努めましょう。

◇休日労働についても削減に努めましょう。

■労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう

◇長時間労働者に対する面接指導等を実施しましょう。

◇健康管理体制を整備して健康診断を実施しましょう。

参考：厚生労働省「過重労働による健康障害を防止するために事業者が講ずべき措置」(平成18年3月)

改正労働基準法が平成22年4月1日から施行されます

労働者が健康を保持しながら労働以外の生活のための時間を確保して働くことができるよう、長時間労働を抑制し、労働者の健康を確保するとともに仕事と生活の調和がとれた社会を実現することを目的とした「改正労働基準法」が平成22年4月1日から施行されます。

改正の趣旨・内容をご理解いただき、長時間労働の抑制等に向けた積極的な取り組みをお願いします。

■時間外労働の割増賃金率が引き上げられます

◇1ヵ月60時間を超える時間外労働については、法定割増賃金率が、現行の25%から50%に引き上げられます。

※休日労働(35%)と深夜労働(25%)の割増賃金率は変更ありません。

※中小企業の割増賃金率については、施行から3年経過後に改めて検討することとされています。



◇事業場で労使協定を締結すれば、1ヵ月に60時間を超える時間外労働を行った労働者に対して、改正法による引上げ分(25%から50%に引き上げた差の25%分)の割増賃金の支払に代えて、有給の休暇(代替休暇)を付与することができます。

※この代替休暇は、1ヵ月60時間を超えて時間外労働を行った月の末日の翌日から2ヵ月間以内の期間内に、1日又は半日単位で単位で付与することとされています。

■割増賃金引上げ等の努力義務が労使に課されます

「時間外労働の限度基準」(平成10年労働省告示第154号：限度基準告示)により、1ヵ月に45時間を超えて時間外労働を行う場合には、あらかじめ労使で特別条項付きの時間外労働協定を締結する必要がありますが、新たに以下の3点が必要となります。

- ① 特別条項付きの時間外労働協定では、月45時間を超える時間外労働に対する割増賃金率も定めること
- ② ①の率は法定割増賃金率(25%)を超える率とするように努めること
- ③ 月45時間を超える時間外労働をできる限り短くするように努めること

※ 労使は、時間外労働協定の内容が限度基準告示に適合させなければなりません。(労働基準法第36条第3項)

**11月は
労働時間適正化
キャンペーン期間です**

賃金不払残業を解消しましょう

賃金不払残業の解消に向けて、以下の点に心がけましょう。

■労働時間適正把握基準を遵守しましょう

■職場風土の改革に努めましょう

■適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう

■労働時間を適正に把握するための責任体制の明確化とチェック体制の整備に努めましょう

参考：厚生労働省「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」(平成15年5月)



お問い合わせ先 ⇒ 大分労働局 労働基準部 監督課 ☎536-3212

お問い合わせ先 ⇒ 大分労働局 労働基準部 監督課 ☎536-3212